

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 四七〇
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四七〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四七〇
- 過疎地域活性化特別措置法により村道の改築工事を開始する件 四七一
- 港湾施設及び港湾区域の制限区域を変更する件 四七一
- 福島県公安委員会 四七一
- 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 四七二
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 四七二

## 告 示

### 福島県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月十七日から同年十二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トライアルマーケット喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内字釜場西二番地九ほか
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

- （変更前）株式会社トライアルカンパニー  
代表取締役 永田 久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目二番二号
- （変更後）株式会社トライアルカンパニー  
代表取締役 榎木野 仁司  
福岡県福岡市東区多の津一丁目二番二号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社トライアルカンパニー  
代表取締役 永田 久男  
福岡県福岡市東区多の津一丁目二番二号  
（変更後）株式会社トライアルカンパニー  
代表取締役 榎木野 仁司  
福岡県福岡市東区多の津一丁目二番二号
- 三 変更した年月日  
平成二十九年六月十九日
- 四 届出年月日  
平成三十年八月三日
- 五 届出をした者  
株式会社トライアルカンパニー  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年八月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ダイユーエイト喜多方店 福島県喜多方市字台三五五七番一ほか
- 二 法第八條第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし  
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年八月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により、村道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成三十年八月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の年月日
北山大塩線	耶麻郡北塩原村大字大塩字東海 松二六二八番一地从先から 同 郡同 村大字大塩字東大 沼三八七〇番一地从先まで	道路改良	平成三〇年八月二〇日

（道路計画課）

福島県告示第六百三十五号

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）第二条の四第一項第三号の規定により、制限区域を次のとおり変更する。

平成三十年八月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 港湾名

1 小名浜港

2 相馬港

二 変更する区域

1 一の1に掲げる港湾にあつては、三号埠頭に所在する岸壁の前面水域の一部の区域及び大剣埠頭に所在する棧橋の前面水域の一部の区域（次の図のとおり）

2 一の2に掲げる港湾にあつては、一号埠頭及び三号埠頭の各一部の区域、同区域内に所在する岸壁の前面水域の一部の区域並びに四号埠頭に所在するドルフィンの前面水域の一部の区域（次の図のとおり）

（「次の図」は省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及び福島県相馬港湾建設事務所に据え置いて縦覧に供する。）

（港湾課）

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年8月17日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

**福島県公安委員会規則第5号**

**福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成30年福島県条例第67号）の施行期日は、平成30年8月18日とする。

（警 務 課）

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月17日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

**福島県公安委員会規則第6号**

**福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1郡山警察署の部久留米交番の項中「字柴宮東」を「巳六段、安積北井一丁目、安積北井二丁目、安積荒井一丁目、安積荒井二丁目、安積荒井三丁目、安積荒井本町及び字柴宮東」に改め、同表郡山北警察署の部富久山交番の項中「八山田西一丁目」の次に「、八山田西二丁目、八山田西三丁目、八山田西四丁目」を加える。

**附 則**

この規則中別表第1の改正規定（郡山警察署の部久留米交番の項の改正規定に限る。）は公布の日から、同表の改正規定（郡山北警察署の部富久山交番の項の改正規定に限る。）は平成30年8月18日から施行する。

（警 務 課）